

## 御殿場市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、御殿場市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び議会への市民の信頼確保の必要性に鑑み、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和31年御殿場市条例第28号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 御殿場市議会の定例会及び臨時会の会議

イ 御殿場市議会委員会条例（平成3年御殿場市条例第59号）に基づき設置された委員会の会議

ウ 御殿場市議会会議規則（平成3年御殿場市議会規則第3号。以下「会議規則」という。）第166条の規定に基づき設置された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場

エ 会議規則第167条第1項に規定する議員の派遣

オ 会議規則第106条に規定する委員の派遣

(2) 長期欠席 議員が、療養等の正当な理由により、90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をするときは、長期欠席届出書（様式第1号）に診断書等を添えて議長に提出しなければならない。この場合において、当該議員が自ら届け出ることができないときは、代理人が届け出ることができるものとする。

2 議員は前項の届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、復帰届出書（様式第2号）を議長に提出しなければならない。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が、長期欠席した場合の議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき議員報酬の額から、市議会の会議等を初めて欠席した日から市議会の会議等に復帰した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）に応じて、当該議員報酬の額に次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の25
180日を超え270日以下であるとき	100分の50
270日を超え365日以下であるとき	100分の75
365日を超えるとき	100分の100

2 前項の規定は、議員が市議会の会議等を初めて欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から市議会の会議等に復帰した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額する月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、当該減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

（期末手当の減額）

第5条 議員報酬等条例第4条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）の前6月以内の期間において、前条の規定による議員報酬を減額して支給した月があるときの期末手当は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき期末手当の額から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当の額に前条第1項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。この場合において、議員報酬の減額割合が異なるときは、高い方の減額割合を適用する。

（適用除外）

第6条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 御殿場市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年御殿場市条例第15号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害

(2) 議員の妊娠又は出産等で、次に掲げる期間の範囲内の場合

ア 出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間

イ 妊娠又は出産に起因する疾病により、市議会の会議等を欠席する必要があると医師が認める期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの

（議員報酬の一時差止め）

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留その他身体を拘束される処分を受けたときは、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、当該処分を受けた日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員

報酬の支給を一時差し止める。

- 2 前項の規定において、当該処分を受けた日の属する月の議員報酬について既に支給されていたとき、又は一時差し止めることができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差止めに係る額を差し引いて支給する。ただし、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

(期末手当の一時差止め)

第8条 基準日の前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を一時差し止められ、かつ、当該基準日において、なおその判決が確定していないときは、議員報酬等条例第4条第1項の規定にかかわらず、期末手当の支給を一時差し止める。

(議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 前2条の規定により支給を一時差し止められていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき、又は当該一時差止めに係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その処分の日又は判決が確定した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、当該議員が議員の資格を失っているときも同様とする。

(議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 第7条及び第8条の規定により支給を一時差し止められていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件の有罪判決が確定したときは支給しない。

- 2 議員が刑事事件に係る刑の執行として刑事施設に収容される処分を受けたときは、その日から当該処分が終了するまでの間において、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬は支給しない。
- 3 議員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を受けたときは、当該出席停止期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬は支給しない。
- 4 基準日の前6月以内の期間において、前3項の規定により議員報酬を支給しない月があるときは、当該基準日に係る期末手当は支給しない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

長期欠席届出書

年 月 日

御殿場市議会議長 様

議員氏名：

代理人氏名：

続 柄：

連絡先：

御殿場市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 長期欠席期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 長期欠席理由 療養（病名： ）  
その他：

3 添付書類 診断書 その他

※当届出書は長期欠席（90日を超える欠席）する（見込み）こととなった場合に提出すること。

様式第 2 号（第 3 条関係）

復帰届出書

年 月 日

御殿場市議会議長 様

議員氏名：

年 月 日から市議会の会議等に復帰しますので、御殿場市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第 3 条第 2 項の規定により届け出ます。